

伊勢原市告示第 50 号

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域を次のように定める。

**環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域**

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域として市長が指定する地域を次表のとおり指定し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

地域の類型	該当地域
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の地域
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

備考

「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」及び「工業地域」とは、都市計画法（昭和 43 年第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として定められた区域を、「その他の地域」とは、同号に掲げる用途地域として定められた区域以外の地域をいう。

附 則

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。